

留学生のしおり

学生教育部 学生支援課
2024

留学生のしおり

— 目 次 —

在学中に行う諸手続 — 大学

1. 印鑑の作成について	1
2. 学費の納入について	1
3. 登録している住所、電話番号に変更があった場合	1
4. 帰国届の提出について	2
5. 欠席届の提出について	2

在学中に行う諸手続 — 名古屋出入国在留管理局、市区町村役所

1. 在留資格の変更 「家族滞在」等 → 「留学」	3
2. 在留期間の更新	4
3. 住居地の（変更）届出	5
4. 在留カードの再交付申請	5
5. 国民健康保険	6
6. 資格外活動許可	7
7. 年金の加入について	8
8-1. 就労に係る在留資格の変更 「留学」 → 「技術」、「人文知識・国際業務等」	8
8-2. 卒業後の就職活動継続に係る在留資格の変更 「留学」 → 「特定活動」	8

留学生生活を支援する諸制度

A. 留学生掲示板	9
B. 指導教授制度	9
C. 留学生研修旅行	9
D. 授業料の減免	9
E. 奨学金	9
F. 掲示板	10
G. Tora-Net Portal	10
H. その他	10

在学中に行う諸手続—大学

【中部大学 学生支援課に提出する必要がある書類一覧】

変更などがあった場合は速やかに、学生支援課まで提出してください。	パスポート	入学した時 更新した時 在留期間を更新した時 在留資格を変更した時
	在留カード	交付された時 切替交付された時 再交付された時 住所変更した時 在留期間を更新した時 在留資格を変更した時
	資格外活動許可証	交付された時
	国民健康保険証	交付された時 再交付された時
	<u>帰国・一時出国届</u>	帰国前 一時出国前

1. 印鑑の作成について

日本では、個人名が刻まれた印鑑を多く用います。中部大学でも各種事務手続きの際に必要となりますので、各自で用意してください。

例：欠席届、学費延納願

2. 学費の納入について

学費は期日までに納入しなければなりません。

万一、期日までの納入が困難な場合は、学生支援課にて相談の上、「学費延納願」を提出してください。審査の上、延納が許可されれば、納入期日を一定期間延長することができます。

3. 登録している住所、電話番号に変更があった場合

重要事項の連絡が出来ない場合がありますので、学生支援課に「本人住所等変更届」を提出してください。

在留カードや保険証の住所変更手続きも必要となりますので、役所で手続きの上、学生支援課に変更後の在留カードや保険証を持参してください。

4. 帰国届の提出について

帰国や旅行等により一時的に現住所（大学に登録してある住所）を離れる際は、「帰国届」の提出が義務付けられています。

この届を提出しないで出国した留学生については、名古屋出入国在留管理局及び文部科学省に「行方不明者」として、大学から報告しなければなりませんので、十分に注意してください。

5. 欠席届の提出について

病気や親族の方の冠婚葬祭のために授業を休むときに限り、欠席届を提出することが出来ます。この欠席届の扱いは各授業の担当の教員によって異なりますので、必ず成績や出席がどのような扱いになるのかを各教員に確認をするようにしてください。

欠席届は学生支援課窓口でお渡ししています。

【持ち物】

印鑑

診断書など、欠席理由を証明出来る資料

在学中に行う諸手続—名古屋出入国在留管理局、市区町村役所

名古屋出入国在留管理局	春日井市役所
在留期間更新、在留資格変更、 資格外活動許可証 等	各種税金、国民健康保険、国民年金 住居地の（変更）届出
〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18	〒486-8686 春日井市鳥居松町 5-44
052-559-2150(代) 052-559-2118（在留審査（留学・短期滞在））	0568-81-5111
平日 9:00～16:00	平日 8:30～17:15
あおなみ線【名古屋駅】～12分～【名古屋競馬場前駅】より徒歩1分	J R中央本線 春日井駅より徒歩15分 名鉄バス【春日井市役所前】下車 徒歩1分
	

* 名古屋市にお住まいの方は、各区役所が窓口になります。

1. 在留資格の変更 「家族滞在」等 → 「留学」

在留資格が「家族滞在」等の場合は出入国在留管理局で、速やかに在留資格を「留学」に変更してください。なお、「留学」以外の在留資格で在籍する場合、授業料の減免や「留学」の在留資格を条件とする奨学金申請等ができなくなります。

【必要書類等】

- ① 旅券（パスポート）
- ② 在留カード
- ③ 在留資格変更許可申請書
- ④ 入学許可書または在学証明書
- ⑤ 手数料（許可後に4,000円の収入印紙）
- ⑥ 国民健康保険証
- ⑦ その他（出入国在留管理局に問い合わせをしてください）

2. 在留期間の更新

「留学」の在留資格の許可期間は4年3カ月を超えない範囲で法務大臣が個々に指定する期間となっています。在留期間を過ぎる前に更新手続をする必要があります。在留期限の3カ月前から出入国在留管理局にて更新手続ができますので、早めに学生支援課に来てください。万一、手続をせず、在留期間を超えると不法滞在となりますので、注意してください。なお、修学状況が悪い場合には、在留期間の更新が許可されない場合もありますので、注意してください。

申請の際には、中部大学発行の在留期間更新許可申請書が必要となります（申請から発行までに2～4日間程度を要します）。

【必要書類等】大学提出

①在留期間更新許可申請書（写真） ・申請人等作成用1, 2, 3
②旅券（パスポート）
③在留カード
④国民健康保険証のコピー
⑤授業時間割（Tora-Net Portal から印刷）
* 中部大学発行の在留期間更新許可申請書（所属機関等作成用1, 2）を作成するまでに、2～4日の審査期間が必要となります。 早期の手続きを心がけてください。

【必要書類等】出入国在留管理局提出

①在留期間更新許可申請書（写真） ・申請人等作成用1, 2, 3 ・所属機関等作成用1, 2
②旅券（パスポート）
③資格外活動許可書
④在留カード
⑤国民健康保険証
⑥在学証明書
⑦成績証明書
⑧授業時間割（Tora-Net Portal から印刷）
⑨理由書および研究計画書（適宜）
⑩経費支弁証明：申請人等作成用2の項目22で選択した経費支弁状況を証明できる資料（適宜） 出入金が確認できる通帳のコピー、海外送金記録証明（送金者名が分かるもの）等

在留期間の更新、在留資格の変更が許可されたら、
パスポート・在留カード・国民健康保険証を持参の上、
学生支援課へ報告してください。

3. 住居地の（変更）届出：市区町村での手続き

（1）新たに来日した学生

出入国港において在留カードが交付された学生（注）は、住居地を定めてから14日以内に在留カードを持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を届け出てください。

（注） 旅券に「在留カードを後日交付する」旨の記載がなされた学生を含みます。その場合には当該旅券を持参の上、手続きをしてください。

* 在留資格変更許可等を受けて新たに中長期在留者となった学生についても、同様に住居地の届出が必要になります。

（2）引越しをした・する学生

住居地を変更したときは、変更後の住居地に移転した日から14日以内に在留カードを持参の上、移転先の市区町村の窓口でその住居地を届け出てください。

4. 在留カードの再交付申請：地方出入国在留管理官署での手続き

在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等をした場合には、地方出入国在留管理官署に再交付を申請してください。

紛失、盗難又は滅失等をした場合には、その事実を知った日（海外で知ったときは再入国の日）から14日以内に再交付の申請をしてください。

（注） 紛失、盗難、滅失による申請の際には、在留カードを持参する代わりに警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行されるり災証明書等の疎明資料を持参してください。

在留カードの著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、できるだけ速やかに再交付を申請してください。

在留カードに著しい汚損又は毀損等が生じていなくても、在留カードの交換を希望するときは、再交付の申請をすることができます。なお、この場合には手数料が必要です。

在留カードが交付されたら、
在留カードを持参の上、学生支援課へ報告してください。

在留カードは常時携帯していなければなりません。入国審査官、入国警備官、警察官、海上保安官などの一定の公務員が職務上提示を求めた場合には、これに応じる義務があります。

5. 国民健康保険

日本に3ヵ月以上滞在する外国人は国民健康保険への加入が義務付けられています。中部大学への入学にあたって、初めて来日した学生は住居地の届出とあわせて、居住する市区町村にて国民健康保険の加入手続をしてください。

また、住所を変更した学生、在留期間の更新許可に伴い在留期間が更新された学生は、国民健康保険の変更手続を行ってください。

※国民健康保険に加入していないと病院での医療費が全額負担となります。

国民健康保険証が交付・再交付されたら、国民健康保険証を持参の上、学生支援課へ報告してください。

6. 資格外活動許可

「留学」の在留資格は大学院・大学での勉学を目的とする資格のため、就労活動（アルバイト）は許可されていません。ただし、学費等の必要経費を支弁する目的の下、勉学に支障を来さない範囲でアルバイトを行う場合は限定的に許可されています。やむをえず、アルバイトを行うには、出入国在留管理局に資格外活動許可を申請し、資格外活動許可書を取得する必要があります。

資格外活動許可取得後は、パスポート、在留カードを持参の上、学生支援課に来てください。

【必要書類等】

①旅券（パスポート）	②在留カード	③資格外活動許可申請書
------------	--------	-------------

出入国在留管理局及び難民認定法による規定

違法なアルバイトを行った者は、入管法第73条に定めるところにより、1年以下の懲役、もしくは200万円以下の罰金が科せられます。また、退去強制の処分となります。

資格外活動許可を受けても、アルバイトは制限されています。**授業期間中は、1週間に28時間以内、長期休業中は1日8時間まで就労が認められています。**

資格外活動許可の対象とならないアルバイト

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（以下風営法）に規定

- ・ 客の接待をして飲食させる**キャバレー、スナック**など
- ・ 店内の照明が10ルクス以下の喫茶店・**バー**など
- ・ **麻雀屋・パチンコ屋・スロットマシン設置業**など
- ・ **ソープランド、ファッションヘルス、ストリップ劇場**など
- ・ **ラブホテル、アダルトショップ**など
- ・ **出張・派遣ファッションヘルス、アダルトビデオ通信販売業**など
- ・ **インターネット上でわいせつな映像を提供する営業**など
- ・ **テレホンクラブ**の営業など
- ・ **ツーショットダイヤル、伝言ダイヤル**の営業など

資格外活動が許可されたら、パスポート・在留カードを持参の上、学生支援課へ報告してください。

7. 年金の加入について

日本国内に住む20歳以上60歳未満の者は、国籍に関係なく国民年金に加入しなければなりません。但し、在学中は「国民年金保険料学生納付特例」の申請が可能であり、申請によって、在学中の国民年金納付が猶予されます。申請及び問い合わせは、管轄している市区役所、町村役場で行ってください。尚、学生納付特例は年度毎に更新が必要となります。

8-1. 在留資格の変更「留学」→「技術」「人文知識・国際業務」

大学・大学院を卒業・修了後、日本で就職する場合、在留資格の変更手続きをしなければなりません。外国人が従事できる業務は限定的で、一般には、大学での専攻分野と関連する業務か、通訳・翻訳などの業務に限られています。就職先で従事する業務内容が、変更を予定する在留資格の要件に適合するか、事前に出入国在留管理局で確認してください。

就職の内定が出たら、キャリア支援課へ報告してください。

8-2. 在留資格の変更「留学」→「特定活動」(就職活動継続)

大学・大学院を卒業・修了後、日本で就職活動の継続を希望する場合、「特定活動」の在留資格を取得しなければなりません。取得には、中部大学から出入国在留管理局への推薦状が必要となりますが、下記の基準を満たしていなければ、発行出来ません。

【申請基準】

- ①キャリア支援課主催の留学生向け進路説明会に参加していること。(例年、10月頃開催)
- ②継続的な就職活動を行っていること(説明会、就職試験等への参加)。
- ③最終学年次以降、月に一度はキャリア支援課にて活動状況報告を行っていること。
- ④キャリア支援課、学生支援課の判断により、許可が適当な人物であると判断されること。

【注意事項】

- ①申請手続は、最終学年次の3月上旬までにキャリア支援課に相談してください。
- ②中部大学では、在留管理を徹底するため、二度目の推薦状発行は行っていません。
これにより、特定活動による在留期間は最大で6カ月間です。
- ③特定活動資格取得後は週に一度キャリア支援課に活動状況報告の義務があります。
※報告義務を怠った場合、在留資格不適合者として、名古屋出入国在留管理局に報告します。
- ④活動状況報告の際は、パスポート、在留カード、活動状況を説明出来る書類(説明会パンフレット、企業からの案内文等)を持参すること。
- ⑤卒業後も、住所・携帯番号を変更したら速やかにキャリア支援課に申し出ること。

就職の内定が出たら、キャリア支援課へ報告してください。

留学生を支援する諸制度

A. 留学生掲示板

留学生のみなさんに必要な情報を提供するために、留学生掲示板が設置されています。留学生掲示板では、「奨学金に関すること」、「在留管理に関すること」、「各種行事の案内」等、重要なお知らせを掲示します。**必ず定期的に確認してください。**

場 所 不言実行館4階 フロア内

利用時間 9:00～17:00

(月曜日～金曜日の授業日及び期末試験日)

授業日・期末試験日以外は9:00～15:00

※学生個人の「呼び出し」は各学科、専攻科の掲示板に掲示します。こちらも**必ず定期的に確認してください。**

B. 指導教授制度

「指導教授」とは修学上の問題はもとより、個々の学生生活の諸問題について、みなさんの相談相手となる教員のことです。より適切な道を見出す指導やアドバイス、学生生活を有意義なものにする手助けをしてくださり、奨学金申請時の推薦状を書いてもらうこともあります。日頃から積極的に「指導教授」を訪問し、相談してみてください。

C. 留学生研修旅行

例年夏季休業中に留学生研修旅行を実施しています。この研修旅行は、留学生のみなさんに、より深く日本の伝統文化や現代事情を理解してもらうためのものです。また、この留学生研修旅行には多くの留学生や指導教授も参加しますので、必ず参加して交流の機会にしてください。

※研修旅行への参加は、在留資格が「留学」である外国人留学生に限ります。

D. 授業料の減免

在留資格が「留学」で「私費」の外国人留学生に対して、授業料の**30%相当額**を減免しています。但し、修業年限を超えて在籍する場合は、減免を受けることができません。

E. 奨学金

奨学金の募集はすべて留学生掲示板でお知らせします。奨学金受給機会の確保のため、奨学金の併願、本人以外の申請、提出期限の超過は一切認められません。

奨学金の推薦者は、学業成績や生活態度(書類提出等)を基準に決定します。

F. 掲示板

学内には、留学生掲示板以外にも掲示板があり、落し物の呼び出し、イベントの募集、各種手続の連絡等は日本人学生と同じ掲示板で連絡します。

一度掲示した事項については、周知したものとして取り扱います。掲示板を見なかったり、見落としたりしたために、必要な手続ができなかった場合も、みなさんの自己責任となりますので注意してください。

【掲示板設置場所】

- ・留学生掲示板（不言実行館4F フロア内）
- ・各学科・専攻科掲示板
- ・学生支援課・教務支援課共通掲示板

G. Tora - Net Portal

落し物や呼び出しなど、重要な連絡は掲示板と共にTora - Net Portalでもお知らせしています。また、履修登録や休講・補講情報を見ることも出来ます。

H. 中部大学公式アプリ

中部大学公式アプリではお知らせや大学のイベント情報や各種手続きなどの最新情報をお届けしています。

中部大学公式アプリで検索してダウンロードしてください。

I. その他

積極的に学生支援課窓口を活用してください。

【留学生担当部課】

中部大学

学生教育部 学生支援課

〒487-8501

愛知県春日井市松本町1200

0568-51-4697

こんな時は...

住所が変わった場合

- 市区町村役所で住居地の（変更）届出を行う
- 市区町村役所で国民健康保険証の住所を変更する
- 学生支援課に本人住所変更届を提出
- 学生支援課に変更後の在留カードを提出

電話番号が変わった場合

- 学生支援課に本人住所変更届を提出

在留期限が切れる場合

- 学生支援課で所属機関等作成用 1、2 を申請する
- 名古屋出入国在留管理局で在留期限更新の手続きをする
- 在留期限が更新されたら学生支援課、市区町村にパスポートと在留カードを持っていく

就職をする場合

- 内定が出たことをキャリア支援課へ報告
- 名古屋出入国在留管理局で在留資格変更の手続きをする

通学中や授業中に怪我をした場合

- 学生支援課に報告

一時帰国をする場合

- 学生支援課に帰国届を提出

卒業（帰国）をする場合

- クレジットカードや各種料金の支払い
- 学生支援課に出入国在留管理局提出書類（離脱届）を提出
- 公印確認（日本の公文書に押印された公印の確認証明）
またはアポステイーユ（付箋による証明）

留学生の就職支援について

(キャリア支援課からのお知らせ)

本学では、学部3年生／修士1・博前1・博後2年生を対象とした就職サポートプログラムを実施し、様々な就職活動対策を行っています。それらの講座には必ず参加して、日本人でも戸惑ったり、失敗したりする「日本式就職活動」の理解を深めてください。さらに次のような留学生支援も行っていますので、積極的に参加・活用しましょう。

『留学生就職活動支援講座』 対象：留学生【学部3年生／修士1・博前1・博後2年生】

多くの留学生の日本での就職活動の指導実績のある講師を迎えて、日本企業での就職及びキャリア形成を希望する留学生の就職活動の支援を行っています。講座はすべて日本語で行われ、日本の就職活動のタイミングに合わせながら、各ステップを踏んでプログラムされています。

毎年、卒業年度に入ってから日本での就職に進路変更する学生もたくさんいます。変更後に就職活動の基礎から学んでいては手遅れです。日本で就職を考えている方はもちろん、まだ迷っている方や今のところは進学を考えている方も、受講してください。

「個別相談について」 対象：留学生全員

また、キャリア支援課には留学生担当職員も配置し、細かな個別就職支援も行っております。どんな些細な疑問・不安でもそのままにせず、必ず相談に行きましょう。